

規制改革推進に関する第1次答申～明日への扉を開く～ (各分野における主な規制改革項目)

| | ページ |
|--|-----|
| 1. 農業分野 | |
| (1) 生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立…………… | 1 |
| (2) 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革…………… | 2 |
| (3) 農協改革の着実な推進…………… | 3 |
| (4) 農業競争力強化と地域経済の活性化に向けた農地の利活用促進…………… | 4 |
| (5) 森林・林業及び水産業に関する規制改革…………… | 5 |
| 2. 人材分野 | |
| (1) ジョブ型正社員の雇用ルール of 確立…………… | 6 |
| (2) 法定休暇付与の早期化…………… | 7 |
| 3. 医療・介護・保育分野 | |
| (1) 介護サービスの提供と利用の在り方に関する改革…………… | 8 |
| (2) 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し…………… | 9 |
| (3) 機能性表示食品制度の改善…………… | 10 |
| (4) 保育所等の利用に要する就労証明書の見直し…………… | 11 |
| 4. 投資等分野 | |
| (1) 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化…………… | 12 |
| (2) 官民データ活用（地方自治体等の保有する個人データ）…………… | 13 |
| (3) 官民データ活用（不動産登記）…………… | 14 |
| (4) IT時代の遠隔教育…………… | 15 |
| (5) 電波周波数の調整・共用…………… | 16 |
| 5. その他重要課題（インバウンド支援等） | |
| (1) ICT、AI等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革…………… | 17 |
| (2) 地方の需要に応える貨物運送事業規制改革…………… | 18 |
| (3) 第二種運転免許受験資格…………… | 19 |
| (4) 旅館業に関する規制の見直し…………… | 20 |
| (5) 地方における規制改革…………… | 21 |
| (6) 労働基準監督業務の民間活用…………… | 22 |
| 6. 行政手続コストの削減 | |
| 行政手続コストの削減に向けて…………… | 23 |

生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立

規制改革前の状況

- 農業のための生産資材（肥料・農業機械など）の値段が高く、生産した農産物が質に見合った価格で消費者に届けられない結果、農業の生産性が低くなっている。
- 生産資材の高い値段の背景としては、多品種少量生産による低生産性（肥料）、複数メーカーによる寡占（農業機械）などが、指摘されている。

規制改革のおもな内容

- 良質で低価格の農業資材を供給し、農産物流通等の合理化を実現するために、施策の全般を見直す。そのために、国内・国外の農業資材供給・農産物流通などの状況調査を着実に実施する。
【平成30年度上期までに調査、これを踏まえた施策について平成31年度上期までに検討、結論を得次第速やかに措置】
- 卸売市場について、経済社会情勢の変化を踏まえ、卸売市場法を抜本的に見直す。合理的理由のなくなっている規制を廃止するために、平成29年末までに具体的結論を出し、必要な法改正を行う。
【平成29年検討・結論】
- 生産資材の調達や農産物の販売で大きな役割を担う全農の自己改革を求める。（3ページ「農協改革の着実な推進」参照）

規制改革により実現すること

- 生産者は、より安く資材を調達し、より高く農産物を販売できるようになる。
- 消費者は、良質・多彩・安心な農産物を一層安定的に得られるようになる。

牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

規制改革前の状況

- 乳製品加工用の牛乳には補給金が支払われるが、法律に基づく指定団体に出荷する生産者しか受け取ることができない。
- 指定団体は、集めた牛乳を大手乳業メーカーにまとめて出荷。生産者は、消費者の多様なニーズなどのマーケット情報に接する機会が乏しく、自ら生産した牛乳の差別化も困難で、更なる成長に向けた経営戦略を立てることが難しい。

規制改革のおもな内容

- 法律を改正し、乳製品加工用の牛乳を出荷する全ての生産者に対し、出荷先を問わず、出荷量に見合った補給金が国から交付される仕組みに改める。【改正法案国会提出済み】
- 共同販売、乳業メーカーへの直接販売、生産者自身による処理・加工など、どのような方法で出荷する生産者であっても、国が定める計画提出等の公平なルールに従えば、ハンディキャップなく補給金が得られるようにする。【改正法の施行に向け引き続き準備】

規制改革により実現すること

- 生産者の出荷先の選択肢が広がり、多様な消費者ニーズに応えた牛乳の生産、出荷が広がる。
- 個々の生産者にとっては、消費者ニーズの変化を先取りし先手を打ってビジネスチャンスを生かすことができる。日本全体としての中期的な供給安定につながる。
- 個性ある牛乳・乳製品の供給拡大が期待され、消費者は、今以上に、多様で付加価値の高い牛乳、乳製品を手に入れることができる。

農協改革の着実な推進

規制改革前の状況

- 農協については、現在、農協改革集中推進期間（平成26年6月から平成31年6月まで）における自己改革が推進されている。
- 特に、全農は、農業のための生産資材の調達や農産物の販売における役割が大きく、農業の生産性の向上、農業従事者の所得向上を図るために、生産資材の調達機能、輸出を含めた農産物の販売機能の強化が期待されている。

規制改革のおもな内容

- 全農が策定した新たな年次計画の実施状況を含め、JAグループの自己改革の進捗状況を規制改革推進会議でフォローアップする。特に、生産資材の買い方、農産物の売り方に関する改革について、確実かつ計画的な履行を促す。
- 平成26年・平成27年の規制改革実施計画に記載された農協改革に関する事項を踏まえ、中央会制度から新たな制度への移行、地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡等を始め、農協改革集中推進期間中の着実な自己改革を促す。その進捗状況を規制改革推進会議においてフォローアップする。

【平成29年度以降、継続的に措置】

規制改革により実現すること

- 農業の成長産業化により「攻めの農業」を実現する。

農業競争力強化と地域経済の活性化に向けた農地の利活用促進

規制改革前の状況

- 農業の担い手に、十分な農地が集まらず、農業の生産力を維持・強化する取組が依然として弱い。

※平成35年度に8割を担い手に集約する目標に対し、平成28年度末で5割強。

- 農業用ハウスや植物工場などの新技術は、農業の生産力を大きく高める可能性がある。しかし、農地にコンクリートを敷くなどの新たな利用方法に現行の農地制度が対応できておらず、新技術の利用が滞っている。

規制改革のおもな内容

- 農地の集積・集約化を進める農地中間管理事業の更なる推進に向けた改善策を検討する。

【平成29年検討開始、平成30年度に結論を得次第速やかに措置】

- 農地について、従来どおりの利用形態に戻すことができる場合などは、コンクリート敷の農業用ハウスや植物工場など、新たな技術革新を活かした多様な施設・設備を設置しても、引き続き農地として認められるように検討する。

【平成29年検討開始、結論を得次第速やかに措置】

規制改革により実現すること

- 耕作放棄地が解消され、土地が最大限に利活用されることで、地域経済の活性化が進む。
- 農業者が新たな生産技術を積極的に活用しやすくなり、農業の生産性の向上、消費者ニーズに応えた農産物の出荷拡大が図られる。

森林・林業及び水産業に関する規制改革

規制改革前の状況

- 森林資源が本格的な利用期を迎えているにもかかわらず、それを経済ベースで十分活用できていない。また、CO₂吸収源などの公益的機能が十分に発揮されていない森林も存在する。
- 世界第6位の排他的経済水域（EEZ）を有効活用できておらず、我が国の漁業生産量は減少傾向にある。また、世界では養殖生産量が漁業生産量の5割に達しているのに、日本は2割にとどまる。

規制改革のおもな内容

- 森林の管理経営を意欲のある林業経営者へ集積・集約化する。これを支えるために市町村等が担う仕組みや、そのための財源などの枠組みについて検討し、必要な規制・制度改革を実施する。
【平成29年検討・結論。結論を得次第速やかに措置】
- 漁業を成長産業化すること、また数量管理等によって水産資源管理を充実させることなどを強力に進める。そのために必要な施策について、関係法律の見直しを含めて検討を始め、早急に結論を出す。
【平成29年検討開始、平成30年結論。結論を得次第速やかに措置】

規制改革により実現すること

- 森林資源を経済的にも公益的にも最大限かつ効率的に活用する。
- 国際競争力のある漁業経営体等を育成するとともに、数量管理等によって水産資源の管理を充実させる。

ジョブ型正社員の雇用ルール確立

規制改革前の状況

- 「ジョブ型正社員」とは、職務限定、勤務地限定、労働時間限定のいずれかの働き方をする正社員をいう。
- これまでに、ジョブ型正社員を雇用する際の「留意事項」が定められているが、働く人の視点に立てば、法的な整備やルールの明確化が十分になされているとは言えない。例えば、ジョブ型正社員を選択した後、再び限定のない働き方に戻りたいとの申出があった場合、その取扱いに関するルールが明らかではない。

規制改革のおもな内容

- 関係法令の整備を含め、ジョブ型正社員を雇用する際のルールの明確化について検討する。

【平成29年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

規制改革により実現すること

- 多様な働き方の選択がより安心してできるようになる。

法定休暇付与の早期化

規制改革前の状況

- 現行の仕組みは、以下のとおりであり、休暇利用に関する働き手の多様なニーズが満たされていない。
 - ・ 入社後、半年間は法定年次有給休暇が付与されない。
 - ・ 入社後、法定年次有給休暇の付与日数が20日に達するまで、6年半かかる。
 - ・ 労使協定により、入社後、半年間は子の看護休暇・介護休暇を取得できなくすることが可能。

規制改革のおもな内容

- 関連する指針を改正し、以下の記載を追加する。
 - ・ 入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの期間をできる限り短くすること。
 - ・ 年次有給休暇の付与日数が20日に達するまでの期間をできる限り短くすること。
 - ・ 仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすること。

【平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

規制改革により実現すること

- 働き手がニーズに応じて、休暇を利用しやすくなる。

介護サービスの提供と利用の在り方に関する改革

規制改革前の状況

- 介護に直面したとき、介護事業者を選んだり、得られるサービスを調べるための情報がない。「介護サービス情報公表システム」はあるが、情報が膨大で専門的すぎるため、必要な情報がどこにあるか分からない。
- 介護保険給付と自費負担する保険外サービスを組み合わせて利用することが認められているが、そのルールが地方によってまちまちであり、必要に応じて柔軟に組み合わせることが難しい。
- 地方自治体が介護施設等の担い手を公募をする際に、公平性・透明性が十分に確保されておらず、利用者にとって最も良いサービスを提供する事業者が選定される公募になっていないとの指摘がある。

規制改革のおもな内容

- 介護サービス情報の公表の仕方を、利用者が分かりやすいように見直す。
【平成29年度検討・結論、平成30年度措置】
- 介護保険内サービスと保険外サービスを組み合わせて利用するに当たっての全国的なルールを明確にし、地方自治体に通知する。
【平成29年度検討・結論、平成30年度上期中に速やかに措置】
- 地方自治体が介護施設等の担い手を公募する際には、選考基準等を策定し、公表する。公募時期を事前に周知し、選考過程と結果を公表する。
【平成29年度措置】

規制改革により実現すること

- 介護事業者や、得られるサービスの内容についての情報を得やすくなる。
- 要介護者の状況や必要性に応じて、介護保険内サービスと保険外サービスを柔軟に組み合わせやすくなる。
- 地方自治体が独自に実施する公募の公平性・透明性が確保され、利用者にとって最も良いサービスを提供する事業者が選定されやすくなる。

社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

規制改革前の状況

- 社会保険診療報酬支払基金（医療機関が請求する医療費の審査を受託）は、レセプトの電子化が進んだにもかかわらず、審査のために47都道府県全てに支部を置き、人手による非効率な業務運営を行っている。
- その維持には、国民の保険料が毎年約800億円使われている。
- 平成28年の規制改革実施計画でゼロベースの改革を求め、それに基づく検討が厚生労働省で行われたが、支部の集約化や審査の一元化については結論が出されなかった。

規制改革のおもな内容

- 同基金の業務改革の要はコンピュータシステムの設計にあるため、ICTを最大限活用したコンピュータシステムのための改善計画を作成し、実行する。
【平成29年上期結論】
- コンピュータチェックに適したレセプト形式に見直し、これを活かしたシステムに刷新する。
【平成29年度検討開始、結論を得次第措置、平成32年度までに実施】
- 支部の集約化及び審査の一元化の実現に向けた検討を進め、結論を得る。
【平成29年検討・結論】

規制改革により実現すること

- 審査事務に係る経費が削減され、同基金に業務を委託している健康保険組合など保険者の事務費負担増加が抑制される。
- 支部の集約化・統合化、審査の一元化の実現により、審査の地域差解消が期待される。

機能的表示食品制度の改善

規制改革前の状況

- 平成25年の規制改革実施計画に基づき、平成27年4月から機能的表示食品制度がスタート。既に800件以上の届出がなされ、国民の認知度も急速に高まっている。
- 一方で、届出書類の処理が遅く、いつ商品が発売できるか分からないなどの苦情が寄せられている。また、生鮮食品の届出数が6件（平成28年度末時点）にとどまっているなどの問題がある。

規制改革のおもな内容

- 運用を改善するため、①目標と実現のための工程表を策定し、公表する、②届出書類を簡素化する、③業界団体等を活用した処理の迅速化を行う。
【①平成29年度上期検討・結論・措置 ②平成29年度上期簡素化目標設定、平成29年度検討・結論、平成30年度措置 ③平成29年度検討・結論、平成30年度措置】
- 生鮮食品の届出数を拡大させるための支援を行う。また、アレルギーなどの軽症者データを機能的の根拠として利用できるようにすることを検討する。
【①平成29年度検討・結論、平成30年度措置、②平成29年度検討、平成30年度結論・措置】

規制改革により実現すること

- 届出書類の処理がスピードアップするとともに、商品の発売時期の見通しが立てやすくなる。
- 生鮮食品の届出数が増えるなど機能的表示食品制度の活用が進む。

保育所等の利用に要する就労証明書の見直し

規制改革前の状況

- 保育所の入所申請に必要な就労証明書は、地方自治体ごとに、様式・項目の定義ともバラバラであり、また、地方自治体によっては、電子入力の様式になっていないため、作成する企業の負担が大きい。

規制改革のおもな内容

- 就労証明書について、できるだけ少ない種類の標準的様式を作成し、その様式を使用するよう地方自治体に要請する。

あわせて、育児休業証明書、復職証明書などの証明書についても、標準的様式を活用するよう要請する。

【平成29年度上期検討・結論・措置】

- 就労証明書について、電子入力対応様式を提供するよう地方自治体に要請する。

さらに、窓口での手書きによる申請や郵送で申請する場合でも電子入力対応様式をプリントアウトして利用できるよう要請する。

【平成29年措置】

規制改革により実現すること

- 特に広域的な活動を行っている企業において、就労証明書等の作成負担が軽減される。

税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

規制改革前の状況

- 税・社会保険関係手続について、以下のような問題が事業者の負担となっている。
 - ・紙による提出・交付が求められる手続がある。電子的な提出・交付が認められていても、いまだに普及していない手続がある。
 - ・社会保険関係の手続は、申請先が制度ごとに分かれており、類似した事項を各申請先に別々に申請しなければならない。

規制改革のおもな内容

- 原則全ての年末調整関係書類を電子提出できるように検討する。
【平成29年度検討・結論】
- 従業員用の特別徴収税額通知について、電子送信できるようにすること、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにすることなどを検討する。
【平成29年検討、結論を得次第速やかに措置】
- 社会保険関係手続について、電子化を徹底するための工程表を策定する。
【平成29年上期に工程表を策定】
同じ情報は1度出せば済むようにするための方策を検討する。
【平成29年度検討・結論】

規制改革により実現すること

- 事業者の負担が軽減され、生産性の向上につながる。従業員の利便性が高まり、地方自治体などのコストも削減される。

官民データ活用(地方自治体等の保有する個人データ)

規制改革前の状況

- 民間や国では、個人情報加工してビッグデータとして活用するためのルールが整備されている。
- しかし、地方自治体ではまだルールができておらず、それぞれの地方自治体が条例で定めた場合には、内容や運用がばらつき、結果として、円滑にデータが活用できないおそれがある。

規制改革のおもな内容

- 地方自治体における個人情報の加工・活用について、統合的なルールが作られるよう、①地方自治体との意見交換の場を設け、②立法措置による解決という可能性についても検討する。
【①は平成29年度上期措置、②は平成29年度結論】
- 地方自治体において、個人情報を萎縮せずに加工し、取り扱うことができるよう、地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する機関の設置などを行う。【平成29年度結論】
- 個人情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。【平成29年度上期措置】

規制改革により実現すること

- 地方自治体を持つデータを、地方自治体を超えてビッグデータとして収集し、活用しやすくなる。
- 個人情報を萎縮せずに加工し、円滑に活用できるようになる。

官民データ活用(不動産登記)

規制改革前の状況

- 不動産登記情報は土地所有者を把握するための基本的な情報であるが、相続登記がされていないことなどにより実体と合っておらず、地方自治体の業務や民間開発の妨げとなっている。
- 不動産登記情報は有料で提供されているが、不動産市場の活性化のため、所有者情報などについてデータを整備し、無償公開すべきとの指摘がある。

規制改革のおもな内容

- 土地所有者の死亡や相続の発生などを把握するため、相続登記を促進するための施策を検討する。例えば、マイナンバー制度の導入が検討されている戸籍と連携させる。
【平成29年度検討開始、結論を得た事項につき措置】
- 個人情報保護に配慮した上で、範囲を限定して無償で公開する可能性など、登記情報の公開方法について検討する。
【平成29年度検討開始、平成30年度結論】
- 行政機関内で最新の土地所有者情報などを共有し、範囲を限定してオープンに利用できる仕組み構築のための推進体制を決定する。
【平成29年度検討・結論】

規制改革により実現すること

- 土地所有者が把握しやすくなり、空き家の活用や都市開発の円滑化が進む。また、不動産市場が活性化される。

IT時代の遠隔教育

規制改革前の状況

- 平成27年度から高校で同時双方向型の遠隔教育が可能となり、過疎地などでもICTを活用した授業が提供できるようになった。

※同時双方向型とは、教師が遠方からインターネット等を利用して、生徒とやりとりをしつつ授業を行う形式をいう。他方、実際に授業を行っている教師が、遠方の教室とつないで一緒に授業する形式を「合同授業」といい、これは以前から小中高で可能になっている。

- しかし、著作権の扱いなどの問題のために、実施例はまだ少ない。教育の質の向上や教員の負担軽減にもつながる遠隔教育を、更に普及拡大させる必要がある。

規制改革のおもな内容

- 遠隔教育を本格的に進めるための施策を取りまとめ、学校関係者への周知などを行う。

【平成29年度検討開始、平成30年度上期結論・措置】

- 過疎地などで、専門外の教員（免許外教科担任）が授業を行っている問題について、遠隔授業の推進や研修の充実などを各都道府県教育委員会に促すことにより、教育の質を高め、教員の負担を軽減する。

【平成29年度以降継続的に実施】

規制改革により実現すること

- 過疎地などでも、生徒に質の高い教育を提供できる。
- 教員の確保が難しい地域や専門性の高い科目について、専門外の教員により授業が行われている状態が段階的に解消され、教員の負担軽減にもつながる。

電波周波数の調整・共用

規制改革前の状況

- 第4次産業革命や東京オリンピック・パラリンピックなど、新たな周波数確保のニーズが高まっている。
- アメリカやイギリスなどでは、新たな周波数を確保するため、公共用周波数の民間開放が進んでいる。
- 日本では、公共用周波数の割当・用途の大部分が開示されておらず、有効に利用されているのか分かりにくいとの指摘がある。

規制改革のおもな内容

- 警察、防衛、消防、防災など、公共用周波数を利用する主体とその用途について、機密性に配慮した上で積極的に開示できるようにすることや、周波数の有効利用の観点から、利用状況の調査方法を検討する。

【平成29年度検討開始、平成30年度結論、結論を得次第順次措置】

- 官民が共用できる場所や時間、送信電力などの条件を決定する際に、より効率的・効果的な技術が活用されるよう検討する。

【平成29年度検討開始、準備ができ次第技術試験を行った上、平成32年度結論】

規制改革により実現すること

- 公共用周波数の割当状況や利用状況の開示により、公共用周波数が民間開放され、限られた周波数を有効に利用できるようになる。

ICT、AI等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革

規制改革前の状況

- 現状のタクシーメーターは運賃の変更を行うたびに費用（2万円）と作業が発生するため、柔軟な料金設定が極めて困難。
- タクシーの定額運賃については区間を事前に定め（例：東京-成田）、個別に認可を受けなければならないため、利用者のニーズに柔軟に対応した料金を設定することが困難。
- タクシーの運行状況や運転者の状況は紙ベースで管理されており、タクシー事業者にとって管理コストが大きくなっている。
- 自家用自動車による有償運送が原則禁止されている趣旨が明確に示されていないため、登録又は許可を必要としない運送の範囲の解釈が困難。

規制改革のおもな内容

- ICTを活用した新しいタクシーメーターの開発や普及に向けて必要な環境整備を行う。
【平成29年度上期検討開始、平成30年度上期結論、平成30年度措置】
- ICTを活用した新しいタクシーメーターについて、計量法との関係を明確にする。
【平成30年度検討開始】
- アプリ等によって運行経路と運賃が利用者に提示され、これに利用者が同意した場合、個別に認可を受けることなく、タクシー事業者が柔軟に運賃設定することができるよう、包括的な認可の仕組みについて検討を行い、結論を得る。
【平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置】
- タクシーの乗務記録や点呼記録等について、電子データでの記録・保存が認められていることを周知する。また、ICTを活用した新たな点呼手法等について検討し結論を得る。
【平成29年度検討・結論・措置】
- 登録又は許可を必要としない自家用自動車による運送について、ガソリン代など実費に加えて、一定の金額を収受することが可能な範囲等を通達によって明確にする。
【平成29年度検討・結論】

規制改革により実現すること

- ICTの利活用により、利用者のニーズに応じた柔軟なタクシー料金の設定が可能となる。また、タクシー事業者の負担が軽減される。

地方の需要に応える貨物運送事業規制改革

規制改革前の状況

- 乗合バスによる貨物の運送は少量（350kg）のみ認められており、それを超える場合は個別に国に判断を仰ぐ必要がある。
- 貨物運送の事業者が営業所を新設する際は、5両以上の営業車両の保有が義務付けられる（島を除く）。これは、広域で営業する事業者には負担となり、他方、過疎地域では5両全てが稼働していない実態もある。

規制改革のおもな内容

- バス事業者が乗客と一緒に貨物運送を行うこと（客貨混載）ができる条件を明確にする。

【平成29年上期検討・結論・措置】

- 過疎地域において、営業所新設時に求める必要最低車両台数について、関係者と調整した上で検討し、結論を得る。広域に事業展開する事業者が追加で営業所を新設する場合と、中小企業等が営業所を新設する場合の両方の場合についても同様の検討を行う。

【平成29年度検討・結論】

規制改革により実現すること

- 人口減少や人手不足が進む中で、客貨混載によって、地方における旅客運送と貨物運送の双方が充実する。
- 過疎地域において柔軟な営業所新設が可能となることで、利用者にきめ細やかな宅配サービスを提供できる。また、過疎地域の産業・雇用の維持に繋がる。

第二種運転免許受験資格

規制改革前の状況

- 高齡化が進む中で、公共交通への需要増加が見込まれるが、運転手不足が深刻化している。しかし、バスやタクシーの運転手となるために必要な第二種運転免許試験は21歳以上でなければ受験できないため、高校卒業後の就職選択に結びつきにくい。

規制改革のおもな内容

- 21歳以上を受験資格の要件とする根拠について、適正な手法で分析し、結果を明示する。その結果に基づいて、第二種運転免許受験資格の年齢要件などを検討する。また、現在は年齢要件によって運転手としての資質を担保しているが、研修や他の方法で補完することはできないか等についても総合的に検討する。

【平成29年検討開始、結論を得次第速やかに措置】

規制改革により実現すること

- 第二種運転免許受験資格の年齢要件が緩和されれば、21歳未満の若年層が職業として志望しやすくなり、運転手不足が緩和される。

旅館業に関する規制の見直し

規制改革前の状況

- 旅館業規制は、外国人観光客などの宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に対応できていない。
- 客室数や照明、玄関帳場（フロント）などの設備に細かな規制が設けられているが、必要性が明らかでないものが多く、ICTにも対応していない。

規制改革のおもな内容

- 下記のような構造設備基準についてゼロベースで見直す。
 - ・ 客室数の規制（ホテル10室以上、旅館5室以上）の撤廃
 - ・ 照明設備の規制（玄関帳場700～1500ルクス、客室70～150ルクス等）の撤廃
 - ・ 玄関帳場について、規制（受付台の長さ1.8m以上等）の撤廃、ICT活用等による適用除外 等
- 【旅館業法改正法案の成立後に検討・結論、施行に合わせて措置】

規制改革により実現すること

- 事業者が創意工夫を行いやすくなり、外国人観光客などの宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に対応できる。

地方における規制改革

規制改革前の状況

- 地方自治体への申請の書式や様式が自治体によって異なり、広域的な活動を行う企業にとって大きな負担となる場合がある。

<見直し要望の例>

保育所の入所申請に必要な就労証明書の様式は、地方自治体ごとにバラバラで、作成する企業にとって大きな負担。(→医療・介護・保育WGで議論(11ページ参照))

規制改革のおもな内容

- 地方自治体の書式・様式について、経済活動に影響し、企業の負担が大きなものを抽出し、自治体と協議しながら改善方を検討する。

【平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

規制改革により実現すること

- 広域的な活動を行う企業の負担が軽減する。

労働基準監督業務の民間活用

規制改革前の状況

- 労働基準監督官は、長時間労働を是正するために年間計画を立てて事業場を監督しているが、監督官の不足のために、実施割合は年間3%程度にとどまっている。
- 特に小売店・飲食店などでは、事業場数が多いのに十分な監督ができていない。また、36協定※の締結・届出がなされていない事業場が多く、長時間労働が放置されている可能性がある。
※ 時間外・休日労働をさせる場合には、労使で協定を締結して届け出ることが必要（労働基準法第36条）。

規制改革のおもな内容

- 民間事業者（契約で秘密保持等を義務付ける）が、36協定を届け出していない事業場にチェックリストを送付し、点検する。同意を得られた事業場に対して、労務関係書類の確認、相談指導を実施する。問題のあった事業場には労働基準監督官が監督指導を実施する。

【平成30年度開始、平成32年度までに措置】

規制改革により実現すること

- 民間活用によって、十分な監督ができていなかった業種への指導が広がり、長時間労働を是正するための監督体制が充実する。

行政手続コストの削減に向けて

規制改革前の状況

- わが国では、事業者が行政手続を行う際の時間や手間の負担感が大きいことが指摘されている。とくに負担感が大きいのは、①申請書の作成負担、②オンライン申請の使い勝手の悪さ、③窓口ごとに異なる申請様式、④同様の書類の複数窓口への提出、などである。
- 欧米では、事業者が負担する「行政手続コスト」について、政府が数値目標を掲げて削減に取り組んでいるが、わが国ではまだ行われていない。

規制改革のおもな内容

- 事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に推進する。
- 重点分野を定め、事業者の負担する行政手続コスト（申請書作成等の作業時間）を2020年までに20%削減する。
- 政府全体で、「行政手続簡素化への3原則」を徹底する…①手続の電子化（デジタル・ファースト）、②同じ情報は一度だけ（ワンス・オンリー）、③書式・様式の統一
- 政府の各府省は、平成29年6月末までに重点分野に関する削減計画を策定する。規制改革推進会議（行政手続部会）は幅広く点検し、改善を促す。それに基づき、各府省は平成30年3月までに計画を改定。
- 地方自治体の行政手続についても、その理解と協力を得ながら、コスト削減に取り組む。

規制改革により実現すること

- 事業者の目線で行政手続を見直し、「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指す。
- 政府全体で事業者コストを削減し、事業者の生産性を向上させる。